

「発電水利使用に関する不適切事案に対する再発防止策の取り組み」および「ダム計測の適正性に係る自己点検計画書」の概要について

北海道開発局および北海道からの命令書に基づき、当社が報告した「発電水利使用に関する不適切事案に対する再発防止策の取り組み」および「ダム計測の適正性に係る自己点検計画書」の概要は以下のとおりです。

1. 「発電水利使用に関する不適切事案に対する再発防止策の取り組み」の概要

取 り 組 み の 概 要	
(1) 水利使用に係る適正性の確認体制の整備	
	発電水利使用に係る責任は水力センター所長が担う。
	工事計画時および工事実施終了後の段階で、許可申請・届出の有無および実施状況について、本店水力部が組織横断的にチェックする体制を構築する。
	本店水力部保守業務品質管理マニュアルに基づき、内部品質監査の強化を図る。
(2) 河川法令の遵守意識の徹底	
	社員一人ひとりのコンプライアンス意識の浸透・定着、価値観の共有化を図るため、これまで行ってきた部門別教育における集合教育等、コンプライアンス教育・研修をより強化する。
(3) 河川法手続きに係る事前相談の実施	
	河川法令手続きに係る事前相談の徹底を図るために、許認可申請等の業務についてガイドブック化する。
	工事計画、工事実績及び工事経歴表を作成し許可・届出の対応状況を管理していく。
(4) 定期的な自己点検	
	毎年、自己点検を実施する仕組み作りと外部専門家を含む点検体制を構築することにより公正性を確保しながら確実に実施する。
	法令や社内規程等に基づき安全性を確保する体制が機能していることを確認する。

2. 「武利ダム・新冠ダム計測の適正化に係る自己点検計画書」の概要について

取 り 組 み の 概 要	
(1) 堤体の安全点検	
	堤体の安全点検については、当該水力センターで実施するダム堤体の計測及び安全性確認を本店水力部が確認し財団法人北海道河川防災研究センターが点検する。
	点検内容は、毎年10月末日までに河川管理者へ報告する。
(2) 管理体制	
	(1) の点検管理体制の体制図を記載(記載略)
(3) 職員に対する研修	
	ダム本体、調整池、ダムに係る設備等を常に良好に保つために必要な保守技術の研修を定期的実施し、管理業務の品質向上を図る。
	河川管理者への報告は、「堤体の安全点検」報告に合せ、本店水力部から研修の状況を報告する。